

水ぼうだより

第22号

2010年8月1日発行

行田市都市整備部 水道課 〒361-0038 行田市前谷1番地1 ☎048-553-0131(代表)

ポスター入賞作品

「水道に 寄せる信頼 飲む安心」をスローガンに第52回水道週間が、6月1日から7日まで全国一斉に行われました。本市ではその一環として、市内小・中学生による水道週間ポスター展を6月1日から10日までコミュニティーセンターみずしろを会場に開催しました。応募総数86点のうち、入賞作品12点をご紹介します。

 <p>銅賞 行田中3年 與那覇夏乃</p>	 <p>金賞 西中2年 吉田 光里</p>	 <p>銅賞 北河原小4年 佐々木 楓</p>	 <p>金賞 南小4年 蓮沼 志恩</p>
<p>中学生の部</p>		<p>小学生の部</p>	
 <p>銅賞 忍中2年 田村 愛実</p>	 <p>銀賞 西中3年 阿蘇由里菜</p>	 <p>銅賞 太田東小5年 新井 怜</p>	 <p>銀賞 西小6年 井古田安曇</p>
 <p>銅賞 埼玉中2年 関口 茉珠</p>	 <p>銀賞 西中2年 小山 夢</p>	 <p>銅賞 下忍小6年 島崎 萌子</p>	 <p>銀賞 西小6年 齋藤いづみ</p>

(敬称略)

◎平成22年度水道予算の概要	2
◎水道事業からのお知らせ	3・4・5・6
◎フォト「水道週間ポスター展」	7
◎行田・南河原地区指定給水装置工事事業者一覧	8

お問い合わせは 都市整備部水道課まで 行田市大字前谷1-1 電話553-0131 ホームページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/>

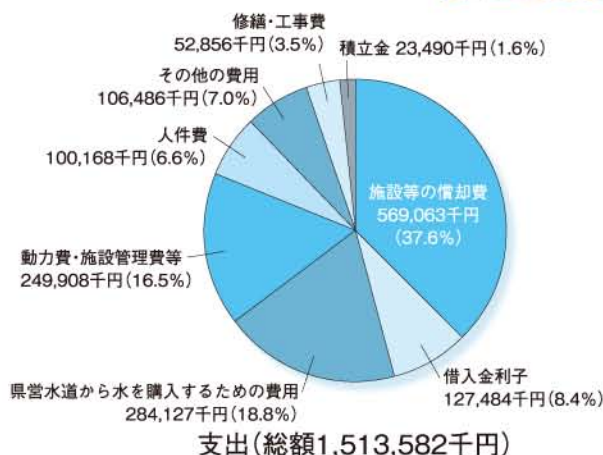
暮らしを支える水道水

水道事業の経営は、市民の皆様からお支払いいただいた水道料金収入で経費をまかなう「独立採算制」を基本としています。

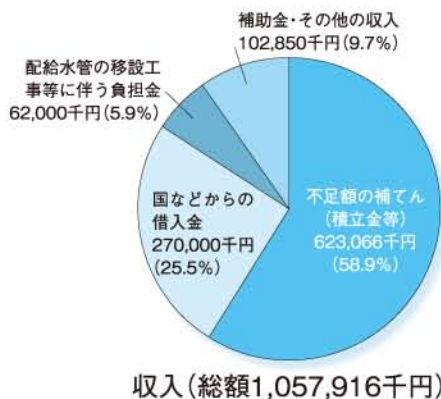
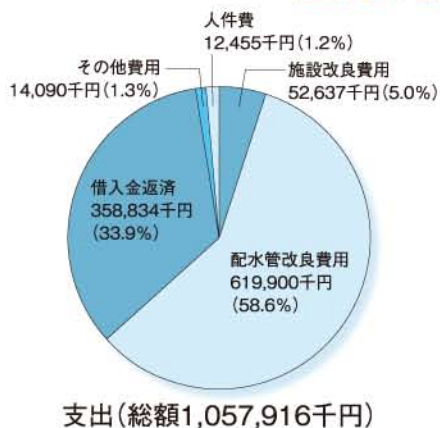
安全な水道水を安定してお届けするために、水道施設の整備を促進するとともに、老朽化した水道管を更新するための布設替工事を引き続き行ってまいります。

平成22年度予算の概要

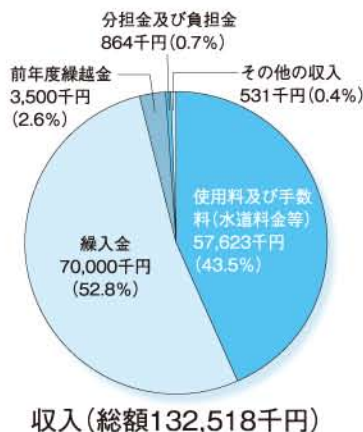
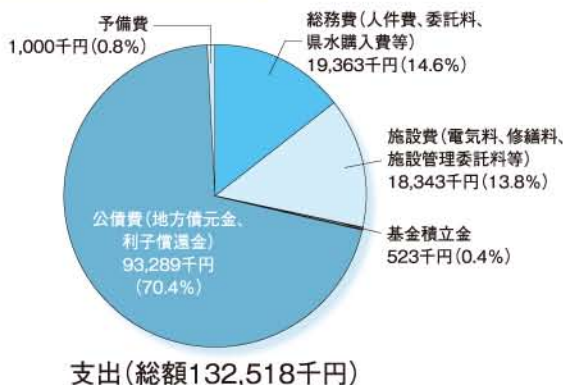
水をお届けするための予算



施設を維持するための予算



南河原地区簡易水道事業



水道事業からの お知らせ

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき8年以内に水道メーターを新しいものと交換しています。

該当するご家庭には、事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受けた行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が交換に伺います。

作業中は一時的に水が使えなくなりますので、ご協力をお願いします。

水道使用の開始・中止は必ずご連絡を

①新たに水道の使用を開始するときは、使用する場所の住所（アパート・マンション名、部屋番号）、使用開始日、使用者氏名、連絡先の電話番号をご連絡ください。

②転居などで水道の使用を中止するときは、住所、氏名、お客様番号、使用中止日、転居先住所、連絡先の電話番号をご連絡ください。

③開始・中止の手続きは、水道課窓口、もしくは、電話でできます。

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間の65日いつでも手

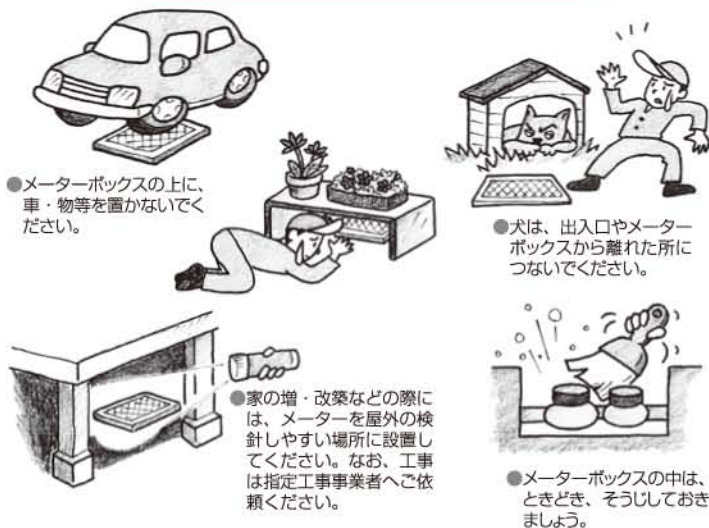
続きが可能です。ご利用の際の詳細については下記の行田市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.gyoga.lg.jp/1/05/1/1/densisinsei.html>

水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に1度、水道メーターの検針に伺います。

水道メーターの検針は、お客様がご使用になった水量を正確に計量し、水道料金を計算する大切な仕事です。検針を正確に効率よく行えるようご協力をお願いします。

こんなときは困ってしまいます



漏水は毎月チェックし早めの発見を

①月に一度は、水道の蛇口を全部閉めて水道メーター内のパイロットが回っているかないか確認をしてください。

②パイロットが回っていると漏水の疑いがあります。

③漏水の修繕は、行田市指定給水装置工事業者に依頼してください。費用はお客様の負担となります。

④地下等で発見できにくい漏水は、水道料金の軽減対象となる場合があります。

水道メーター



納期限内のお支払を お願いします

水道料金のお支払いは、納入通知書に記載されている納期限内にお願いします。

長期にわたり水道料金の納入がない場合には、やむを得ず給水を停止する場合がありますので、ご注意ください。

なお、金融機関等にお支払に行けない方は、口座振替もご利用できます。手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑を持って、各指定金融機関にてお願いします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)

指定金融機関

①次の金融機関（本・支店）

埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合

②ゆうちょ銀行・郵便局（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局）（納入期限内に限る）

③ほくさい農業協同組合各支店（行田市内）

休日・夜間納付 窓口のご利用を

水道料金のお支払いのため、下記のとおり休日及び夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

年 月	開 設 日	
	休 日	夜 間
平成22年 9 月	5(日)	7(火)・14(火)・21(火)・28(火)
平成22年10月	3(日)	5(火)・12(火)・19(火)・26(火)
平成22年11月	7(日)	2(火)・9(火)・16(火)・30(火)
平成22年12月	5(日)・19(日)	7(火)・14(火)・21(火)
平成23年 1 月	9(日)	11(火)・18(火)・25(火)
平成23年 2 月	6(日)	1(火)・8(火)・15(火)・22(火)
平成23年 3 月	6(日)・27(日)	1(火)・8(火)・15(火)・22(火)・29(火)

場 所：行田市前谷1番地1
西部配水場（水道庁舎）
TEL 553-0131

時 間：休日 午前8時30分から正午まで
夜間 午後7時まで

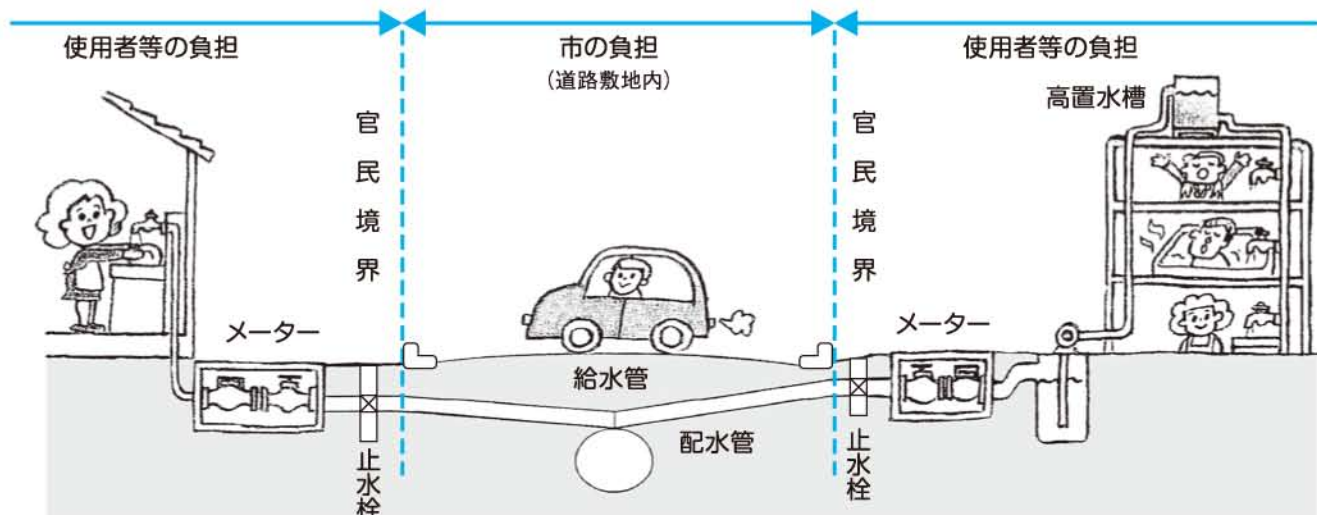
給水装置の 適正な管理を

○官民境界から蛇口までの漏水修繕

行田市指定給水装置工事業業者に修繕の依頼をしてください。

なお、修繕費用についてはお客様の負担となりますので、あらかじめ工事内容や費用について十分に打ち合わせをしてください。

給水装置の修繕区分



上下水道料金の計算方法について

■料金表

◎水道料金（2ヶ月につき）

○基本料金及び超過料金

用途別	基本水量	基本料金	超過料金（基本水量を超える1㎡につき）			
			20㎡を超え 40㎡まで	40㎡を超え 100㎡まで	100㎡を超え 200㎡まで	200㎡を 超えるもの
一般用	20㎡	2,180円	135円	150円	170円	180円
業務用	20㎡	2,600円	155円	170円	185円	195円
臨時用	20㎡	4,000円	230円	250円	280円	300円

○メーター使用料

口径別	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
使用料	160円	300円	320円	620円	3,300円	4,300円	5,600円

◎下水道使用料（2ヶ月につき・一般汚水）

基本料金	超過料金（汚水排除量1㎡につき）						
16㎡まで	16㎡を超え 60㎡まで	60㎡を超え 100㎡まで	100㎡を超え 200㎡まで	200㎡を超え 400㎡まで	400㎡を超え 1000㎡まで	1000㎡を超え 2000㎡まで	2000㎡を 超えるもの
1,180円	105円	125円	135円	150円	160円	170円	180円

■計算方法

◎水道料金

$(\text{基本料金} + \text{超過料金}) \times \text{消費税率} 1.05 + (\text{メーター使用料}) \times \text{消費税率} 1.05 = \text{水道料金 (A)}$

算定した合計額の10円未満は切り捨てる。

※消費税率を乗じて算定した金額の1円未満は、それぞれ切り捨てる。

◎下水道使用料

$(\text{基本料金} + \text{超過料金}) \times \text{消費税率} 1.05 = \text{下水道使用料 (B)}$

※消費税率を乗じて算定した金額の1円未満は、切り捨てる。

下水道を使用していない方は(A)
下水道を使用している方は(A)+(B)で計算した額になります。

◎計算例

○2ヶ月で120㎡使用した場合【一般用・13mmメーター】

水道料金	基本料金	20㎡	①	2,180円	①	料金表から 2,180円	
	超過料金	21～40㎡	20㎡	②	2,700円	②	$20\text{㎡} \times 135\text{円} = 2,700\text{円}$
		41～100㎡	60㎡	③	9,000円	③	$60\text{㎡} \times 150\text{円} = 9,000\text{円}$
		101～120㎡	20㎡	④	3,400円	④	$20\text{㎡} \times 170\text{円} = 3,400\text{円}$
	消費税		⑤	864円	⑤	$(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times \text{消費税率} 5\% = 864\text{円}$	
下水道使用料	メーター使用料		⑥	160円	⑥	料金表から 160円	
	消費税		⑦	8円	⑦	$\text{⑥} \times \text{消費税率} 5\% = 8\text{円}$	
	水道料金合計		⑧	18,312円	⑧	$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} = 18,312\text{円}$	
	基本料金	16㎡	⑨	1,180円	⑨	料金表から 1,180円	
	超過料金	17～60㎡	44㎡	⑩	4,620円	⑩	$44\text{㎡} \times 105\text{円} = 4,620\text{円}$
61～100㎡		40㎡	⑪	5,000円	⑪	$40\text{㎡} \times 125\text{円} = 5,000\text{円}$	
101～120㎡		20㎡	⑫	2,700円	⑫	$20\text{㎡} \times 135\text{円} = 2,700\text{円}$	
消費税		⑬	675円	⑬	$(\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑫}) \times \text{消費税率} 5\% = 675\text{円}$		
下水道使用料合計		⑭	14,175円	⑭	$\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} = 14,175\text{円}$		
上下水道料金総合計				⑮	32,487円	⑮	$\text{⑧} + \text{⑭} = 32,487\text{円}$

「古代蓮の雫」好評発売中

水道事業では、行田の水のおいしさをより多くの方に知ってもらい味わっていただこうと、地下230メートルからくみ上げた深井戸水をペットボトルにつめて販売しています。

豊かな自然に育まれた地下水100%の「古代蓮の雫」は、弱アルカリ性で口当たりがよく、清涼感にあふれ、飲みやすいと評判です。ぜひ、ご賞味ください。

- 内 容 量 500ml
- 価 格 1本100円
(100本以上購入の場合は1本90円、
5,000本以上は1本85円)

- 主な販売場所 水道庁舎窓口
古代蓮の里売店
自動販売機（市庁舎1階ロビー・総合体育館
1階ロビーなど）

- 配送サービス 4箱以上（1箱24本入り）注文された方に、
市内に限りご指定先までお届けいたします。
(ただし、土・日曜日、祝日、夜間を除く。)



水道管工事にご協力を



水道課では、災害に強く安全で安定した給水を確保するため、老朽化した水道管を更新するための工事を計画的に進めています。

工事期間中は、交通規制や工事車両等により、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。



水道週間 ポスター 展示会

6月1日から7日まで、『水道に 寄せる信頼 飲む安心』をスローガンに、「第52回水道週間」が全国一斉に開催されました。本市では、この機会に、市民の皆様にご水道についての関心と理解を深めていただくため、コミュニティセンターみずしろを会場に、市内小・中学生による「水道週間ポスター展」を開催し、期間中（6月1日から10日）は、およそ160名の皆様にご来場いただきました。

(敬称略)

小学生の部 (佳作入選作品)



西小4年 溝口 桃子



中央小4年 砂田 智哉



北河原小4年 黒澤 由美



西小5年 小谷 柚果



泉小5年 小川 有里



荒木小5年 高澤 優希



泉小5年 伊藤優梨亜



桜ヶ丘小5年 長谷川美羽

中学生の部 (佳作入選作品)



太田東小5年 小堀 錬



東小5年 大間 結加



下忍小6年 若山 美咲



行田中1年 大澤 佳乃



行田中1年 岡安 琴音



西中3年 山中 脩平



西中3年 亀頭 美咲



忍中3年 鈴木 花菜

行田市指定給水装置工事事業者一覧【行田市内、市外(一部)】

水廻りに問題がありましたら、この記事やホームページをご利用ください。

行：行田市水道事業（旧行田市区域） 南：南河原地区簡易水道事業（旧南河原区域）

平成22年7月1日現在

事業者名	電話番号	行	南	事業者名	電話番号	行	南
(株)清水アーネット	556-5151	○	○	(有)新井企画	555-3798	○	
(有)茂木水道工業所	556-3079	○	○	(有)田中設備	554-2416	○	
(有)加村工業	556-2912	○	○	(有)橋本電気商会	557-2840	○	○
(株)松本設備	554-1916	○	○	森 設 備	556-2300	○	○
(有)行田設備	556-1764	○	○	(有)関東水研	552-0222	○	
(株)太陽冷熱	554-6208	○	○	(有)英興業	554-0910	○	○
(有)春田水道	556-7370	○	○	シ ー エ ス	554-1545	○	○
加藤水道設備工業所	556-4701	○	○	勇 設 備 工 業	559-1114	○	
小林設備工業(株)	554-6433	○	○	富 士 産 業 (株)	550-4031	○	
ナカヤマ設備工業	553-1367	○		高 橋 水 道	553-7025	○	
(有)クリハラ設備	556-5393	○	○	(有)セントラルサービス	553-6868	○	○
(有)稲村鉄工	559-0358	○	○	関 口 農 機 具 店	557-3297	○	○
新井設備	555-0959	○	○	永 光 建 設 (株)	557-2228	○	○
クマキ工業(株)	556-3078	○	○	横 山 設 備	556-8821	○	
飯塚設備	557-1913	○	○	(有)新井清掃	554-3873	○	○
木村工業(有)	559-4144	○	○	(有)協亜建設	559-0603	○	○
(有)久保田設備	556-8813	○	○	(有)小山水道工業所	522-1162	○	○
大山設備工業所	557-0543	○	○	(有)小島水道工業	0480-68-5743	○	
熊木水道設備	554-0084	○		(有)長島設備	0280-84-0301	○	
瀬山電機設備	559-3443	○	○	ア ロ ハ ガ ス (株)	563-0022	○	○
鈴木設備	554-9018	○	○	泉 空 調 (株)	048-767-1900	○	○
(株)石川工業	558-2388	○	○	フシミ設備サービス	532-5243	○	○
(株)イシワタ行田支店	558-1515	○	○	ア キ ラ 興 業	542-9679	○	○
濱田設備	559-0267	○	○	上 柴 設 備	573-3312	○	○
エイショウ(株)	555-3459	○	○	(有)鈴木設備	0480-23-4875	○	○
(株)ホームエネルギー首都圏	556-3131	○					
(有)稲原商店	556-3278	○					
サイカン工業(株)	553-0111	○	○				

網掛（青）：新しく行田市指定給水装置工事事業者となった業者一覧（行田市内及び市外）

◆行田市指定給水装置工事事業者一覧【行田市内・市外】は、ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.gyoda.lg.jp/16/01/11/shiteigyousha.html>

市水道局職員を装った訪問販売等にご注意ください



「市水道局のほうから来ました…」 「市水道局ですが…」 などと、あたかも水道課職員のように装い、水道の蛇口の修理や清掃等をあっせんする訪問者の情報が寄せられています。市では、このような訪問は行っておりませんのでご注意ください。

なお、不審な訪問があった場合には、

行田市水道課 048-553-0131(代)まで電話にてご確認ください。

〈連絡先〉 都市整備部 水道課 ☎048-553-0131

行田警察署 …… ☎048-553-0110